

九大情基第 0036 号
平成 25 年 3 月 4 日

各 部 局 等 の 長 殿
事 務 局 各 部 長 殿

情 報 統 括 本 部
認 証 基 盤 事 業 室 IC カ ー ド 担 当

IC カードの破損時の無償交換のお知らせについて（通知）

平素より、全学共通 IC カードの運用にご協力いただき、ありがとうございます。

これまで、IC カードが使えなくなったため再発行して欲しいという問い合わせに対し、IC チップおよび磁気部分やバーコードの読み取りが不可能な IC カードにつきまして、発行から 3 ヶ月以内の期間内の届け出であれば初期不良とみなし、無償にて交換することとし、この期間を過ぎたものにつきましては、破損・不具合の区別を問わず有償での再発行としていました。

しかしながら、通常は保護ケースに保管していて、見た目には汚損や破損がないにも関わらず使えなくなったという事案の問い合わせが年間数件見受けられ、本人の過失でない可能性がある場合も有償での再発行となっている現状があります。

そこで、平成 25 年度から IC カードの仕様が変更される機会に、前述の再発行ルールを見直し、平成 25 年 4 月 1 日から、見た目に明らかな汚損や破損がないことを担当者が確認した場合に限り無償にて再発行し交換することといたしました。

なお、紛失および見た目に明らかな汚損や破損がある場合は今までと同様に有償による再発行となりますが、平成 25 年度から発行する IC カードの単価が下がることから、再発行費用も 2,000 円とする規程に改正いたしましたので、併せてお知らせいたします。

以上

お問い合わせ先： 認証基盤事業室 IC カード担当
情報統括本部情報システム部 情報基盤課情報管理室内
担 当： 高木・小野・倉田 電 話： 箱崎 99-3843
メー ル： ic-card-room@iii.kyushu-u.ac.jp